

仕 様 書

1. 業務名称

〇〇選挙における WEB 等による啓発広告業務委託

2. 業務委託内容

インターネット、SNS 等を活用し、投票を呼び掛ける啓発広告を掲出する。

3. 契約期間 契約日～投票日後 10 日(約 45 日間前後)

4. 掲出媒体 (参考)

Yahoo!・Google・LINE・Facebook 等から 3 媒体程度

※あくまで参考です。具体的な掲出媒体、表示回数は見積もり時に指示します。

5. 掲出期間

3 週間(月曜始まり～投票日前日まで)

6. 掲出範囲

大阪市域(大阪市域が難しい媒体については大阪府域も可とする)

7. デザイン制作

本市より別途提示するベース素材を活用のうえ、適宜修正(レイアウト変更等)し、掲出用データを作成すること。

8. 校正

作製するデータは掲出開始 3 日前までに本市担当者の校了承認を受けること。

9. その他

- (1) 見積時には、空き状況にかかわらず、全ての掲出媒体毎に掲出金額を掲載した上で、見積金額(総価)を積算すること。
- (2) 契約締結後、受注者側で 4. 掲出媒体について契約期間内の空き状況の確認を行うこと。ただし、掲出場所に空きがないことが判明した場合には、速やかに本市担当者と協議を行うこと。

10. 留意事項

- (1) 本仕様書に関する疑義については、事前に担当者まで確認すること。なお、契約締後の疑義については、すべて本市の解釈とする。
- (2) 本仕様書に明示されていない事象が生じた場合は、本市と協議のうえ定めることとする。ただし、軽微なものについては、本市の指示に従うこと。
- (3) 公職選挙法その他の関係法令の規定を遵守すること。
- (4) 広告掲載後、各 SNS のリーチ数、クリック数等の効果測定を行い、本市担当者へ速やかに報告すること(報告様式は問わない)。また、業務完了報告書(本市様式)、掲出種別及び掲出期間、代表者名と代表者印が押印された任意の様式の署名を掲出期間終了後速やかに提出すること。なお、本契約に関して、発注者が作業状況等の確認を求めた場合は、速やかに応じること。
- (5) 職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例を遵守すること。
- (6) 大阪市暴力団排除条例を遵守すること。
- (7) 契約締結した者は、契約の履行に関して、本市の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに大阪市行政委員会事務局総務課(連絡先: 06 - 6208 - 8571)に報告しなければならない。

11. 事業担当

大阪市行政委員会事務局選挙部選挙課

電話 06 - 6208 - 8514 ファックス 06 - 6204 - 0900

車両使用に係る特記仕様書

本契約に基づき輸送を行う際に使用する自動車は車種規制非適合車以外の自動車でなければならない。

「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NO_x・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車をいう。

車両使用に関する問合せ
大阪市環境局環境管理部環境管理課
自動車排ガス対策グループ
電話：06-6615-7965

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。